

第 8 8 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年8月20日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年8月20日(月) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成30年8月20日(月) 午前10時43分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	欠
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 森本 章男 参事監 箕浦 勝宏

参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司

農地担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 入江 貢

副主査 橋本 聡実 副主査 清水 洋子

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 転用事業計画変更承認申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

第2号議案 農政関係等について

(1) 平成30年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

1番 上岡 耕一

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第88回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。1番 上岡 耕一 委員, 10番 雪本 泰嗣 委員
をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本副主査 議案の訂正ですが、「第88回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

申請等(1) 2ページ16番の10アール当り価格「 円」を「 円」に訂正してください。

なお7月18日の総会で許可が議決された中区江崎の農地法第5条の許可申請については、7月30日の岡山県農業会議に諮問し許可相当との答申がありましたので報告します。

以上です。

議長 それでは申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。それでは事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 1ページ1番, 借入地の取得による所有権移転です。受人は現在, 約34アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係をみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 吉備中央町に約1ヘクタール自作地があり, その内約52アール非耕作地がありますが, 周辺が山林化などをしており耕作困難な土地です。申請地は, 購入予定の住宅の隣接地で, 取得後, 有効に農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係をみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たして

いると考えます。

3番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約2.6ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと, また取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係をもみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を近藤協議会長さん, ご報告願います。

近藤推進委員 1番から3番の3件について審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を, 願います。

議長 協議会の報告がありました。委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明を, 願います。

橋本副主査 1ページ4番, 5番は前回保留案件です。増反による所有権移転です。受人は現在, 約65アール耕作しておりますが, 前回は受人が高齢であること, また申請地は居住地及び現在の耕作地からは離れていることから, 申請地の適切な利用に疑義があるとして保留となりました。

再調査した結果, いずれも譲受人は譲渡人と親戚関係にあり, 所有権移転のみを目的としている可能性が高いことが判明したため譲受人に聞き取りしたところ, 農業従事者は高齢の譲受人及び妻以外に, 長男が後継者となり耕作すると主張しているが, 現時点において自ら耕作の実態がないと見受けられ, また申請地の取得後はこれまで耕作してきた人が引き続き耕作することを窺わせる内容を譲受人が発言していること, さらに申請地のうち739番地に前耕作者による稲の作付けが確認されていることから, 譲受人が自ら耕作することについて信ぴょう性に欠けると判断されます。

よって, 農地法第3条第2項第1号の「申請地を取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」に該当するため, 東区協議会では不許可意見となりました。

6番, 7番は受人が同一のため, 同時に説明します。

借入地取得と増反による所有権移転です。受人は現在, 約40ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと, また取得後の

全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、借入地取得による所有権移転です。受人は現在、約7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、13番は受人が同一のため、同時に説明します。

借入地取得と増反による所有権移転です。受人は現在、約2.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

14番、15番も受人が同一のため、同時に説明します。

新規農による、所有権移転と賃借権の設定です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

16番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

- 議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。
- 岡崎推進委員 4番から16番の13件について審議した結果、4番5番は事務局の説明のとおり東区協議会では不許可意見となっています。その他の11件については、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、願います。
- 議長 協議会の報告がありました但委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 ありません。
- 議長 それでは申請等(1)は1番から16番の内、4番5番を不許可としその他の14件を許可と決定してよろしいか。
- 全員 よろしい。
- 議長 それでは申請等(1)は4番5番を不許可とし、その他の14件を許可と決定します。
- 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区の説明を、願います。
- 橋本副主査 3ページ1番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良による一時転用です。一時転用期間は、平成30年12月31日までです。申請人は現在、約2.9ヘクタール耕作していますが、バナナ栽培用のハウスを設置するため、盛土工事等を行おうとするものです。申請地は農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 以上です。
- 議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。
- 岡崎推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、願います。
- 議長 協議会の報告がありました但委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 ありません。
- 議長 それでは申請等(2)の1番の1件を、許可と決定してよろしいか。
- 全員 よろしい。
- 議長 それでは申請等(2)の1件を、許可と決定します。
- なお、この案件は3,000平方メートルを超えているので、8月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。
- 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明を、願います。
- 清水副主査 4ページ1番、申請地は農用地区域内農地で、転用目的は露天駐車場で賃借権を設定します。永久転用目的の一時転用で、転用期間は許可日から三年間です。受入は現在、中区倉富で運送業を営んでおり、近隣のトラックステーションより、従業員用駐車

場を賃貸していましたが、9月で契約が終了し継続できなくなること及び、事業拡大に伴いトラックを4台増加することから、申請地を露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがない例外にあたり、許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、平成30年5月14日付けで農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、中区国府市場で土木工事業を営んでおり、近くの幼稚園予定地を駐車場として借りていましたが、幼稚園が建設されることになり、駐車場が不足するため、申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番、2番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としていきます。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 4ページ3番、平成30年5月14日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、申請地に隣接する土地で運送業及び建設工事業等の事業をしています。繁忙期には資材があふれ、また事業拡大に伴い新しく重機を購入する予定もあることから、既存の資材置場及び駐車場を敷地拡張しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は資材置場及び仮設事務所の一時転用で、賃借権を設定します。転用期間は平成30年8月21日から平成31年1月31日までです。申請人は岡山県発注の万富駐在所の建築のため、

隣接地を一時的に資材置場及び仮設事務所に利用するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は水道管、下水道管が埋設の道路沿道で、500メートル以内に教育施設が2箇所ある3種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。申請人は現在、中区今在家の借家に居住していますが、子どもが生まれ、家財道具が増え手狭となったため、勤務地に近く妻の実家にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 3番から5番の3件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(3)の1番から5番までの5件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(3)の5件を、許可と決定します。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についてを、審議します。事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 当初転用者は自己専用住宅で許可を受けましたが、離婚により計画を断念しました。承継者は現在、南区浜野二丁目の賃貸住宅に家族3人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、勤務先にも近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４）の１番の１件を、承認と決定してよろしいか。
全 員 よろしい。

議長 それでは申請等（４）の１件を、承認と決定します。
次に申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を、審議します。
事務局から説明を、お願いします。

橋本副主査 申請等（５）（所有権の移転）については、６ページ１番から３番の３件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 それでは申請等（５）の岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。

次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

清水副主査 ７ページ１番から８ページ９番までの９件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は、すべて無しです。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、９件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（１）４条届については、９ページ１番から６番の６件です。転用目的は敷地拡張が１件、露天駐車場及び通路が１件、長屋建住宅が１件、共同住宅が１件、アパート敷地が１件、アパート建設が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１０ページ１番から７番の７件です。転用目的は貸住宅が１件、露天駐車場が１件、分譲住宅地が４件、住宅敷地の拡張が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１１ページ１番、２番の２件

です。解約理由は、耕作目的が1件、転用目的が1件で、離作料は記載のとおりです。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 「農業委員会だより（第88号）」の発行、平成30年度委員合同先進地視察研修、7月豪雨災害義援金、「2018年度農業委員会業務必携85号」の配布について説明する。

岸本職務代理者 それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時43分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員